

平成 29 年 3 月 27 日参議院予算委員会議事録

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文です。

今日は最後ですので、日本の領土の問題について総理の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

尖閣列島、もう中国の公船が接続区域あるいは領海に連日のように侵犯をしていて大変厳しい状況です。そこで、我が国の領土である尖閣諸島の実効支配を確立するためには、日本の施政権を目に見える形にしなければならないと思います。一刻も早く環境調査をするだとか、あるいは気象観測所を置くだとか、あるいは通信施設や灯台といった行政の施設を置くべきだと考えますが、総理はいかがお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 尖閣諸島は歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、現に我が国はこれを有効に支配をしています。

尖閣諸島及び周辺海域を安定的に維持管理するための具体的な方策については、今、委員のお考えとして様々な例として挙げられました。様々な選択肢がありますが、実際にどのような方法、方策を取るのかについてはまさに戦略的な判断、観点から判断をしていきたいと思っています。

いずれにせよ、我が国の領土、領海、領空は断固として守り抜いていくとの決意で、今後とも毅然かつ冷静に対処してまいります。

○松沢成文君 二〇一二年の総選挙で自由民主党安倍総裁は、実効支配を強化するために尖閣諸島に公務員を常駐させるという公約を掲げました。

そのときに総裁は、公務員というのはどういう公務員を想定していたんでしょうか。環境省の環境調査の職員でしょうか、あるいは海上保安庁の警備員でしょうか、あるいは自衛官でしょうか。当時どういう公務員を想定して公務員を常駐させると言ったのか、お答えください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは総裁選挙のときの私の発言であろうと思います。

公務員というのは様々なこれも選択肢があるなど当時考えておりました。まさに環境を維持するために環境省の職員をそこに置く、あるいはまた、海保が近くに来るときにその補助的な役割の海保の職員等々もあるなどというふうに思っておりました。現在はその選択肢は取っておりません。それは、総合的に戦略的に判断をしているわけでありませぬ。

いずれにせよ、先ほど申し上げましたように、この尖閣諸島は断固として私た

ちが守り抜いていく、私たちのこの意思を他の国々は見誤ってはならないと、このように考えているところでございます。

○松沢成文君 外交には難しい戦略的判断があるのは分かります。

それでは、どの公務員を置くかは判断していないと今言いましたけれども、じゃ、公務員を置くことは選択肢の一つなんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今例として挙げられましたのは、今考えているということではなくて、当時の私が言った公務員の中の選択肢として申し上げたわけですが、今は、現在は、先ほど申し上げたとおりの選択肢、これ選択肢の中身については申し上げることはできませんが、様々な選択肢があるということでございます。

○松沢成文君 次に、竹島の問題を伺います。

竹島は韓国による実効支配が強まる一方であります。日本固有の領土である竹島の韓国との領有権をめぐる問題を解決するために、国連海洋法条約違反により仲介裁判所へ韓国を提起すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 竹島は、歴史的にも、そして国際法上も明白に我が国固有の領土であります。我が国は、この問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決する考えであります。

仲裁手続について、我が国がどうするかにつき具体的に述べることは今後の対応に差し障りがあり得るので差し控えさせていただきたいと思いますが、いずれにせよ、竹島問題は一朝一夕に解決する問題ではなく、大局的な観点に立って冷静に粘り強く対応していく考えでございます。

○松沢成文君 外務省はよく現状維持ということを言いますが、実は、竹島は、日本が現状維持したくても、現状、実態はどんどんどんどん韓国側の実効支配が強まっちゃっているんですね。

総理、国際法上保障された国連海洋法条約の手続を使うのは……

○委員長（山本一太君） 松沢君、時間が終わっておりますので、まとめてください。

○松沢成文君 これは、条約加盟国として当然だと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（山本一太君） 一言だけ、岸田外務大臣、短くお願いします。

○国務大臣（岸田文雄君） 御質問に具体的に答えるのは今後の我が国の対応に影響を与えるので控えますということは今総理から申し上げましたが、ただ一つ申し上げたいことは、国連海洋法条約は、その……

○委員長（山本一太君） 短くお願いいたします。

○国務大臣（岸田文雄君） 済みません。

それに、その領有権に関する規定というものがありません。よって、そうした領有権の紛争が提訴されることを想定しておりません。

よって、フィリピンは何をしたかという、これは、フィリピンは……

○委員長（山本一太君） 短くお願いします。

○国務大臣（岸田文雄君） はい、済みません。まとめます。

フィリピンは、要は、中国が埋立てをしているこの地形が島なのか岩なのかという、この地形の問題を申し立て、さらには、中国の九段線という主張が歴史的な権利としてどうであるかという問題、あるいは環境、さらには漁民の権利、こういったものを申し立て……

○委員長（山本一太君） まとめてください、外務大臣。

○国務大臣（岸田文雄君） ということであります。これを念頭に考えていかなければならない、このように考えます。

○松沢成文君 ありがとうございます。